

# 石清水八幡宮境内から移築された松花堂昭乗関係の建造物

平井 俊行（八幡市立松花堂庭園・美術館）

## 1. はじめに

八幡市は、京都府の南西部に位置し大阪府と接している。木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点に位置し、京都市中心部と大阪市中心部からはそれぞれ直線距離で約15km、約30kmと大都市近郊に位置し、交通至便な地にある。

市域は東西約6.7km、南北約8.5kmで面積は24.35km<sup>2</sup>で京都市・久御山町・京田辺市の区域内に飛び地を有している。市域の北側及び東側は大山崎町、京都市、久御山町、城陽市、京田辺市に、西側及び南側は大阪府島本町、枚方市と接している（図1）。



図1 京都府八幡市の位置図

歴史的には、旧石器時代のナイフ形石器が確認され、弥生時代前期には竪穴建物、古墳時代前期後半からは大型の前方後円墳や前方後方墳等が築かれるなど、古くから人が営みをする場所であった。平安時代に入り貞觀元年（859）、豊前国宇佐から八幡神が勧請され、男山に石清水八幡宮が創建された。八幡神が勧請される以前、男山には寺院が存在していたと伝わるが、八幡宮の創建後、神仏習合の思想に基づく信仰の場となり、近世に至るまで、多くの坊舎（寺）がつくられた。こうした坊舎は、明治初年に神仏分離政策の影響で撤去されるまで、焼失、再興、廃絶などで増減しながら存続し、男山四十八坊と称された。江戸時代初期に文化的な活動で知られた石清水八幡宮の社僧、昭乗ゆかりの坊である瀧本坊・泉坊も、この中に含まれる。

平安時代以降、石清水八幡宮の発展とともに形成された門前町である内四郷と、その東に広がる農村地帯の外四郷とを合わせて、近世には八幡八郷と称した。

明治以降、戊辰戦争や神仏分離政策により大きな影響を受けたが、明治22年（1889）に町村制が施行されると八幡八郷の大半が綴喜郡八幡町となり、昭和29年（1954）には隣接の二村と合併し、現在の八幡市域と同じ規模の八幡町が成立する。昭和52年（1977）11月には市制を施行し、京都府で11番目の市となる八幡市が誕生する。令和4年（2022）は、市制施行45周年を迎えるが、平成5年（1993）1月末日の人口76,467人をピークとして、現在は7万人を割り込む状況になっている。八幡市の令和4年度

の当初予算の規模は、336億2千万円でさらにうち教育費は28億1,460万円、文化財保護課予算は1億円となっている。

## 2. 本来的遺跡の概要と現状

石清水八幡宮の1160年を超える歴史の中で、文化の面で著名な人物の一人として松花堂昭乗（1584-1639）の名前を挙げることには、異論はないと思う。昭乗は、江戸時代初期を代表する文化人の一人であり、書の世界ではのちの時代に「寛永の三筆」と呼ばれ近衛信尹、本阿弥光悦と並び称され、絵画の世界でも独自の境地を切り開き、茶湯の世界においても、公家・大名・僧侶・武家・商人や職人まで広い交友関係を持っていた。

そのため昭乗没後も文化面では長く慕われることとなり、初めは小堀遠州と共に造り上げられた瀧本坊に、のちに八幡名物と名付けられる昭乗の遺品を多く並べて茶会等が開かれていたようである<sup>1)</sup>。しかし、安永2年（1773）に火災により瀧本坊が焼失すると、にわかに泉坊内の昭乗の隠居所であった松花堂が注目され、場所を東に移し、露地や待合などの整備が行われた<sup>2)</sup>。当時の状況は、寛政11年（1799）に刊行された『都林泉名勝図会』（図2）に克明に描かれているほか、『八幡泉坊松花堂真図』（東京国



図2 『都林泉名勝図会 5巻』「昭乗翁故居」  
(奈良文化財研究所蔵)

立博物館蔵）（図3）で石の配置に至るまで確認ができる。

このように、昭乗は近世を通して書家・画家や茶人等の文化人として広く慕われ続けた。そのため、明治維新による神仏分離政策の中でも、変わらず昭乗は名を残しており、ゆかりの泉坊書院と松花堂については、解体され保存されていたと考えられる<sup>3)</sup>。

その後、旧泉坊跡は、特に手を加えられることもなく、荒廃していき敷石等が残された状況で放置されていた。昭和7年（1932）に刊行された『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』では、現在の移築先である綴喜郡八幡町大字八幡庄字女郎花79番地のことに触れられ、翌昭和8年（1933）には同番地の宅

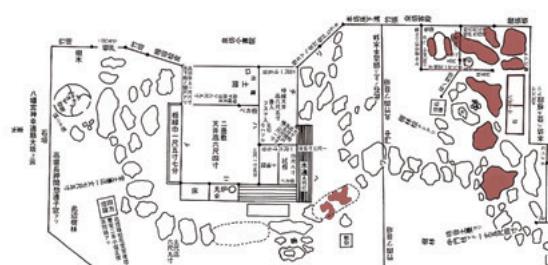
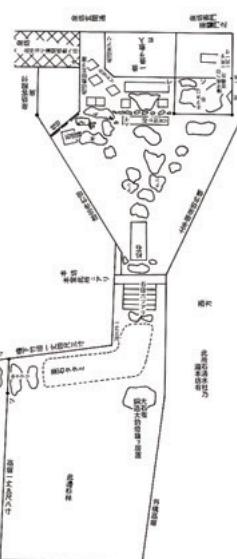


図3 八幡泉坊松花堂真図（東京国立博物館蔵：『史跡松花堂およびその跡発掘調査概要』より転載）



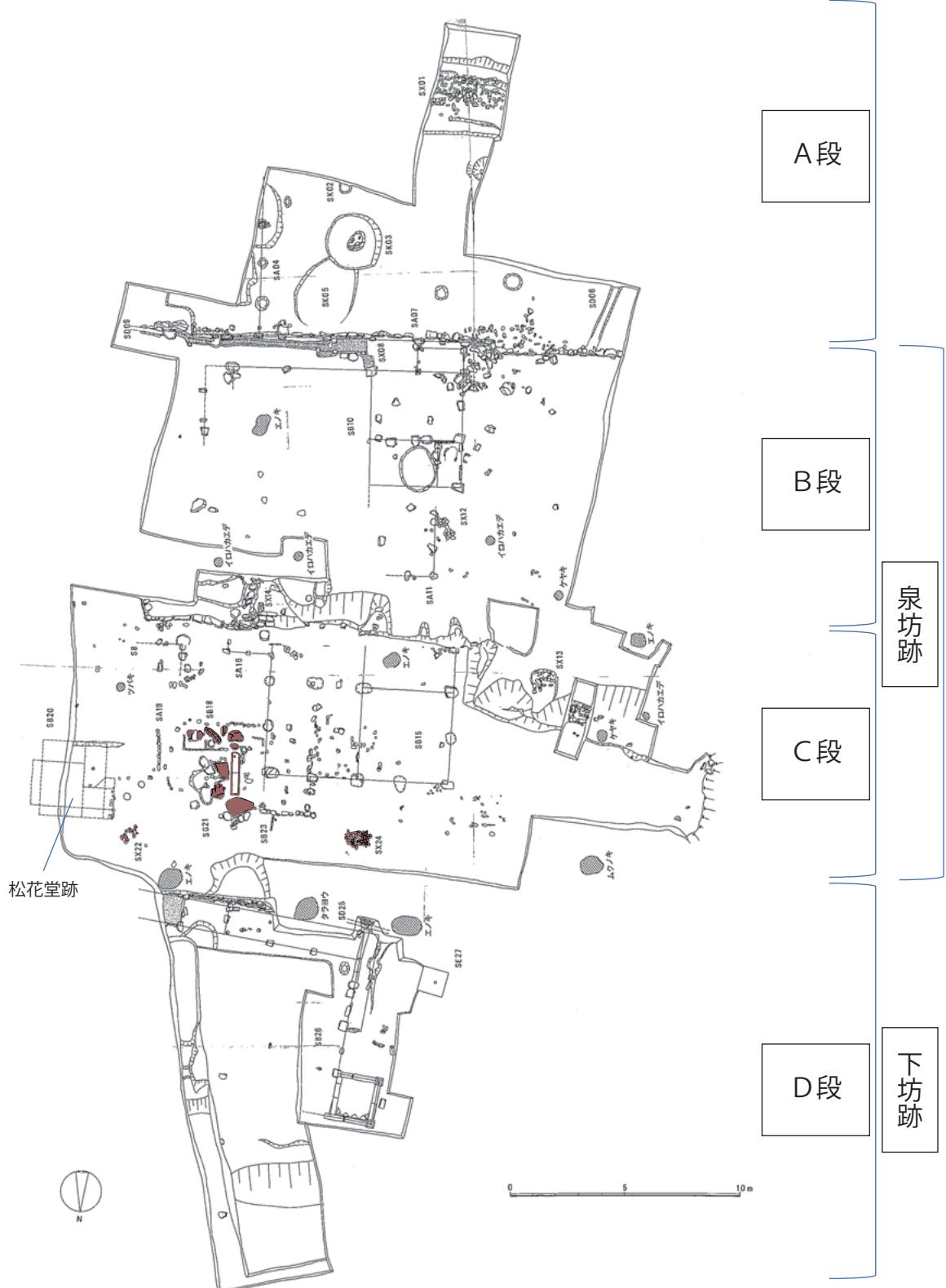


図4 泉坊跡地発掘調査遺構図（『史跡松花堂およびその跡発掘調査概報』より一部加筆）



手前 雪隠と手水の敷石部分の露出展示 奥 松花堂跡地の整備



全体案内板



中段案内板

図5 昭和59年の泉坊跡地の整備 (『史跡松花堂およびその跡整備事業報告書』より転載)

地1,117坪が京都府より「旧松花堂並庭園」の名称で「指定基準：史蹟8 由緒アル旧宅、苑池、井泉、樹石ノ類」で史蹟に、「指定基準：名勝1 著名ナル公園及び庭園」で名勝の仮指定を受けた。旧泉坊跡については、24年後の昭和32年（1957）に仮指定を受けた女郎花79番地の敷地の一部と共に「松花堂およびその跡」として、史蹟指定を受けた。その後、昭和57年（1982）、58年（1983）と跡地の発掘調査が実施され、前述の『八幡泉坊松花堂真図』に描かれている敷石と同じ石の配置が一部発掘され、松花堂の所在が確認された（図4）。合わせて泉坊全域の建物配置が大まかに確認できた<sup>4)</sup>。

翌昭和59年（1984）には、前2か年の発掘調査をもとに史蹟としての泉坊跡地の整備事業が実施され、敷石等の残存状況の良かった雪隠と手水の敷石部分を露出展示とし、松花堂跡も含め他建物跡を植栽や碎石敷等で明示し、階段・井戸枠等を復元して、案内看板を設置している（図5）<sup>5)</sup>。さらに平成24年（2012）には、史蹟としての泉坊跡地を含む「石清水八幡宮境内」全体が史蹟として指定を受け、今日に至っている。

### 3. 移築された遺構の価値等

慶応4年（1868）に出された神仏判然令により、神仏習合の石清水八幡宮は大混乱に陥り、僧侶の身分の還俗、仏教関係の什物の処分等が行われ、引き続き神社境内地の確定とその周辺地の上地の事務等が行われた。明治7年（1874）には、旧境内地を含む男山全体に社人であっても居住することは許されなくなる。このような中、明治5年（1872）に泉坊とその1段下の松花堂を含む土地や建物を金銭で取得した人たちから、京都府に対して異議の申し立てがあった。松花堂の場所は大谷直（公家で政治家中山忠能四男）が170円で建物のみ買い取り、改築をしていることから、早期の移築に対して京都府へ善処を求めた。回答は明治9年（1876）に行われたようで、建物の移築が行われるまで、公有地の拝借が許可され、居住が許されたようである<sup>6)</sup>。

その後、松花堂がいつ解体されたかは不明であるが、明治30年（1897）4月13日に井上伊三郎名義で購入された京都府綾喜郡八幡町大字八幡庄字女郎花79番地の地に泉坊書院と玄関を含む住宅が建設され、翌明治31年（1898）に完成した<sup>7)</sup>。その後明治33年（1900）に八幡町内の佐々木氏が所有していた松花堂を井上伊三郎が買い取り同じ女郎花79番地に移築したようである<sup>8)</sup>。建物移築後、井上は『都林泉名勝図会』等の古図を参考にして、伏見の植木屋幸七及び地元の大工で書院の移築に関わった藤下常吉と共同で、往時の松花堂の露地庭の復原に努めたと伝えられている<sup>9)</sup>。図3と比較すると現状は松花堂の北側及び東側の敷地に余裕があり、飛石・手水や燈籠をやや大回りに配置し、一方西側はコンパクトな位置に手水を配している。

大正に入り、日本国内での史蹟・名勝・天然記念物を保護する機運が高まり、政府は大正8年（1919）4月に史蹟名勝天然紀念物保存法を施行し、これらの保存に乗り出す。大正9年（1920）には女郎花79番地が元の東車塚古墳の地であるため、当時京都帝国大学に所属し、久津川古墳について研究を進めていた梅原末治の調査を受けている<sup>10)</sup>。さらに昭和7年（1932）には京都府が実施する史蹟名勝天然記念物の総合調査の一環として、東車塚古墳の調査が実施され、報告書が刊行された<sup>11)</sup>。この報告の中で、東車塚古墳の価値と庭園の重要性が認識され、昭和8年（1933）2月8日、史蹟名勝天然紀念物保存法第1条第2項に基づき、京都府知事から「旧松花堂並庭園」の名称で史蹟及び名勝の仮指定を受けることになる。

昭和12年（1937）には重森三玲による庭園の詳細な実測調査が実施され、『日本庭園史図鑑』にまとめられた<sup>12)</sup>。翌昭和13年（1938）には、澤島栄太郎により、近世と近代の松花堂細部についての比較が行われ、相違点が列挙されている<sup>13)</sup>。

松花堂と庭園は戦後まで当初の所有者である井上伊三郎の子孫である西村家が引き継いできたが、昭和27年、28年（1952、53）には、迫田盛太郎の所有



図6 昭和32年の史跡範囲と平成26年の名勝範囲（『名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書』より転載）



図7 松花堂外観

となる。そして、仮指定から24年が経過した昭和32年（1957）に、松花堂を含む周囲の81.783坪の土地のみ（図6）が旧泉坊と松花堂の跡地390.285坪と共に「松花堂およびその跡」として史跡に指定された。しかし昭和36年（1961）、第二室戸台風により松花堂及び松花堂庭園は甚大な災害被害を受けたようで、昭和38年（1963）には塚本清（素山）の所有となった。塚本は、台風被害を受けた松花堂や書院を修復するとともに、周囲の敷地を買い取り、現在の名勝指定地を囲んでいる外園となる土地を含めて整備を行った。庭園内の泉坊客殿及び松花堂の建造物については、昭和40年代から茶室等の研究者である堀口捨巳や中村昌生により研究され<sup>14)</sup>、京都府でも昭和50年代に調査を実施している<sup>15)</sup>。

さらに、昭和52年（1977）には、八幡町が市となつた記念事業のひとつとして庭園全体を買い取り公有化した。昭和57年（1982）に京都府文化財保護条例が施行されると、第1回目の指定・登録にあたる翌昭和58年（1983）4月には松花堂（図7）が京都府指定文化財に、旧泉坊の書院と玄関が京都府登録文化財となった。

その後、建造物は小修理を繰り返していたが、諸施設の老朽化や環境の変化により平成23年（2011）本格的な修理が必要となり、八幡市単独で基本設計を行い、平成24年（2012）より国宝重要文化財等保存整備費補助金（史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業）を受け、3ヶ年度で建造物の修理と庭園の整備を行った。

初年度には史跡の指定範囲と書院の南端東側まで900m<sup>2</sup>の調査を国庫補助事業で行い、その周辺部2,600m<sup>2</sup>の調査は八幡市が単費で実施した。調査内容は実測調査（1/50）、実測縮尺図（1/100）を作成し、それに加えて樹木調査を行い、既存木プロット図（1/100）、樹木リストと国庫補助部分と八幡市単費部分の接合図（1/100）を作成した。この一連の調査により平成26年（2014）に松花堂及び書院庭園は、江戸時代後期の遺風を伝えるとともに、近代に特有の景物の在り方が随所に見られるという、芸術

上の価値及び近代日本庭園史における学術上の価値が評価され、名勝に指定された。

さらに八幡市では、名勝松花堂及び書院庭園を含む八幡市立松花堂庭園・美術館をまちづくりのネットワーク拠点と位置づけ、本施設を保存継承していくために平成29年度から3ヶ年計画で保存活用計画の策定を実施した。

この保存計画書の策定を開始する中、平成30年（2018）6月18日に発生したマグニチュード6.1の大阪府北部地震により松花堂及び書院庭園に甚大な被害を被った。八幡市では被害状況について、京都府教育庁文化財保護課及び文化庁に報告するとともに、早急な復旧に向けて準備をはじめ、令和元年（2019）4月より復旧事業を開始している。

このような糾余曲折を経て今日まで継承されている松花堂及び書院庭園の本質的な価値については、園内に古墳時代に築造された東車塚古墳（前方後円墳）を取り込み、江戸時代に石清水八幡宮に存在した松花堂と泉坊書院の一部を移築して、明治時代後期に近代庭園として作庭されたもので、江戸時代の遺風を伝え、近代の新興階層の新たな作庭意図が加わった庭園で、文化財としての価値が高いものと評価されている。

#### 4. 名勝松花堂及び書院庭園に関する課題

名勝松花堂及び書院庭園に関する課題については、保存管理上、活用上、整備上や運営組織の課題など令和2年（2020）3月に発行した『名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書』の中で詳細に取り上げられている。

しかし、前の第2章及び第3章で述べたように、松花堂を取り巻く諸事情は複雑に絡み合っている。例を挙げると旧所在地と現在地の関係や2ヶ所が同時に史跡に指定された理由、さらには旧所在地における石清水八幡宮境内の史跡指定に伴う二重指定や現所在地の名勝指定など様々な要素が入り込み、八幡市立松花堂庭園・美術館の訪問者に正しく理解を

いただくことを難しくしている点が最大の課題と考えている。これらは根本的に石清水八幡宮の歴史や社僧としての昭乗をより深く理解してもらうことの重要性を示している。

そのため、当施設ではパンフレットの作成（日本語・中国語（繁体・簡体）・英語）や案内ボランティアの活用、定期的な松花堂の講演会や現在災害復旧工事中の建造物の現場公開、英語も表記した案内看板の設置やウェブサイト、SNSを利用した発信など複数のコンテンツを用いた取り組みを展開している。

しかし、未だに松花堂に対する認知度は決して高いものとはなっていない。今後の取り組みとして災害復旧工事が完了した際には、書院内部の利活用を図るとともに、松花堂昭乗の生涯についてマンガ化するなど、地元の小・中学生にもわかりやすい方法で八幡の文化人について紹介し、この地域の文化をより深く理解してもらう取り組みを展開していきたいと考えている。

最後に令和元年度から開始された名勝松花堂及び書院庭園の災害復旧事業が1日も早く完了し、当施設に来園される皆様に見学いただくことを切に望みます。

## 註

- 1) 一例として下記のものが有名である。  
瀧本坊茶会記並数寄屋図 1746 木津家蔵末宗広  
1938「瀧本坊数寄屋図に就いて」『武者の小路』第  
3年第8号 pp.45-54
- 2) 藤原（長濱）尚次 1848『男山考古録』巻第九松花  
堂1960 復刻『石清水八幡宮史料叢書 一 男山考  
古録 全』pp.307-308
- 3) これまで刊行された書籍においては、註9の資料に  
基づき、明治7年（1874）に八幡町字山路の大谷治  
曆（直）の邸宅に移され、大谷が八幡を去ると、明  
治13年（1880）八幡町志水の南端即ち西車塚の前方  
部の東方に移されたとあり、さらにこの地が低くし  
て洪水等の憂いがあるため、明治24年（1891）井上  
忠繼（伊三郎）、即ち西村芳次郎の父は之を譲受け、  
更に東車塚の地に移したとある。

しかし、註6で示すように、明治9年（1876）の  
時点でも松花堂はもとの泉坊内に存在していたと考

えられ、明治24年の移築についても、『名勝松花堂  
及び書院庭園保存活用計画書』の中で綴喜郡八幡町  
大字八幡庄字女郎花79番地の土地の井上伊三郎への  
所有権の移転が明治30年（1897）に行われていること、書院の棟札の記載が明治31年（1898）となっ  
ていることより、明らかに誤認識である。明治以降に  
3度移転を繰り返し、現在地にたどり着いたとの説  
には、それを証明する根拠が乏しいことがわかる。

- 4) 石清水八幡宮 1984『史跡松花堂およびその跡発掘  
調査概報』
- 5) 石清水八幡宮 1986『史跡松花堂およびその跡整備  
事業報告書』
- 6) 『綴喜郡社寺上地一件』（京都府行政文書：明07-  
0023-001 京都府立京都学・歴彩館蔵）明治7年  
(1874) 8月18日付の大谷直から京都府宛ての書状  
によると、松花堂の土地と建物は、元泉乘輝の居宅  
であったが、鳩村政保が買い取り、明治5年（1872）  
に再度建物のみ中山直が170円で購入したことがわ  
かる。

明治8年（1875）7月の書状には、明治7年8月  
に山下に居住するよう沙汰を出したが、改築して居  
住を始めたばかりで再度移転することに対して異議  
を唱えている。

明治9年3月には京都府は大谷に対して山下への  
移転経費を算出するよう指示し、当分押借地に居住  
を認める方針を立てている。その後の状況は不明で  
あるが、南隣の土地と建物を中山直と同じ明治5年  
に買い取った谷村光訓は明治5年3月より明治11年  
(1878) 3月まで135坪半の官有地を借用していたが、  
さらに5ヶ年押借する願いを提出している。このこ  
とから中山直も松花堂の建物の所有者として官有地  
を押借し続けていた可能性も考えられる。

- 7) 書院棟札墨書名  
天下泰平 戊明治三拾有一稔 施主  
井上伊三郎  
上棟式 補助  
前川伊三郎  
日月清明 戊二月廿一日良辰 工事棟梁  
藤下常吉
- 8) 松花堂宝珠瓦露盤銘  
建今仏々附属品悉皆  
撤却其際山下佐々木氏  
買受之時明治三拾有三  
次歲全氏買讓之字月の  
岡移致設之  
井上伊三郎  
斎主  
西村芳治郎  
棟梁藤下常二郎  
補佐吉村常吉

- 全 吉川新太郎  
瓦師吉田彥五郎  
左 今中益三郎
- 9) 佐藤虎雄ほか「東車塚庭園」1932 京都府編『京都府史蹟名勝天然紀念物調査』第13冊 臨川書店 pp.49-85
- 10) 梅原末治 1920「山城国八幡町の東車塚古墳」『久津川古墳研究』pp.61-65
- 11) 9) に同じ
- 12) 重森三玲 1939「松花堂露地」『日本庭園史図鑑』第12巻 有光社 pp.44-53
- 13) 澤島英太郎 1938「昭乗隱栖の方丈「松花堂」に就て」『瓶史』第9巻 秋の号 pp.36-39
- 14) 堀口捨巳 1969「四 松花堂の茶室と遠州好み」『茶室研究』pp.407-493、中村昌生1973「松花堂の保存伝統と創造のノート2」『日本美術工芸』413号 日本美術工芸社 pp.70-78、中村昌生1974「松花堂と茶室」(『茶道雑誌』38巻8号 pp.38-44、中村昌生 1974『茶匠と建築』鹿島出版会 pp.131-136
- 15) 「史蹟松花堂(松花堂、旧泉坊客殿)」(報告書未刊行) 八幡市教育委員会 2020『名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書』 資料1-6に掲載 pp.資料25-資料30

## 付記：史蹟石清水八幡宮境内（八角堂）について

### 1. はじめに

石清水八幡宮は、平安時代の貞觀元年（859）に創建されてから江戸時代末まで神仏習合の施設で、石清水八幡宮寺と呼ばれていた。そのような施設の中で八角堂は、石清水八幡宮の本殿の南西の一段低い場所である西谷に建保年中（1213-1219）、順徳天皇の発願により前検校善法寺祐清が一光千仏丈六阿弥陀を本尊として建立したことに始まったと伝えられている<sup>1)</sup>。

創建時から中世の八角堂についての詳細は不明である。中世末には荒廃した状況にあったようで、慶長12年（1607）に豊臣秀頼の命を受けた小出吉政が奉行となり、再建が行われた<sup>2)</sup>。しかしその後の管理状況はあまり良いものではなかったようで、早くも60年ほど経過した寛文年間（1661-73）には破損

が進み、仮設の板屋根をかけて風雨をしのいでいた状況であった<sup>3)</sup>。元禄11年（1698）7月には、善法寺央清が四方に勧進し、大規模な改修工事を実施した<sup>4)</sup>。

元禄の普請は1辺の長さ42尺8寸（12.968m）あつた八角堂を33尺7寸4分（10.223m）とし、長さで8割程度全体的に縮小して再建するものであった。そのため柱も4尺伐り下げたと伝えられている<sup>5)</sup>。その後は小修理を繰り返しながら幕末まで維持されていた。

明治になり政府の神仏分離政策により、石清水八幡宮は大混乱に陥り、仏教施設及び什物等の処分が直ちに行われた。八角堂の処分も速やかに実施されたよう、尾張藩初代徳川義直の生母お亀の方の菩提寺である正法寺（八幡市八幡志水）が本尊の木造阿弥陀如来坐像と共に譲り受け、明治3年（1870）寺の境内地より南約600mに位置する西車塚古墳の後円部墳頂に移築再建し（図1）、近隣に庫裏・元三大師堂・茶所などを設け、末寺として整備した<sup>6)</sup>。

大正6年（1917）には、八角堂創建時に製作されたと考えられる本尊木造阿弥陀坐像が古社寺保存法による国宝に、昭和25年（1950）には文化財保護法による重要文化財に指定されているが、のちに京都国立博物館に寄託され、常設展示された。昭和37年（1962）には、国庫補助を受け、内陣に鉄筋コンクリート製の収蔵庫を設置し、光背のみ保管していた。平成20年（2008）には正法寺境内に新たな収蔵庫を建設し、光背も本尊と共にそちらに移した。八角堂自体は平成12年（2000）頃から雨漏れをおこし飛檐垂木が傷み、軒瓦が落下するなどの破損が進み、安全対策上、周囲に竹垣を設け、侵入禁止の状態となっていた。

平成24年（2012）1月に石清水八幡宮境内が史蹟指定を受けた時、八角堂は八幡宮にかかる現存唯一の仏教建築であり、宮寺としての歴史の変遷を今に伝えるものとして貴重であることから、八角堂のある西車塚古墳後円部の敷地3,835.85m<sup>2</sup>も合わせて指定を受けた。翌平成25年（2013）3月に国庫補助

事業により公有化し、同年6月に屋根養生緊急工事を実施した。さらに翌平成26年度から国庫補助を受けて本格的な保存修理工事を実施し、平成30年度事業を完了している。

## 2. 本来の遺跡の概要と現状

石清水八幡宮境内は、明治初期時点では佛教施設が撤去され、神社としての施設のみが残された。本殿の南西の一段低い場所である西谷に存在した八角堂も、明治3年（1870）に移築されている<sup>7)</sup>。現在の八角堂は基壇を伴っていないため、基壇の構成材については移築時に処分された可能性がある。

八幡市教育委員会では、①石清水八幡宮が平安時代に創建され、天皇家や公家の厚い崇敬を受けたこ

と、②武家の棟梁として台頭してきた源氏に信仰され、鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮をはじめとして各地に勧請され、全国に広まった八幡信仰の拠点であったこと、③中世には、瀬戸内海沿岸を中心に400か所の所領を有し、西日本の油流通を独占した大山崎油神人に代表される神人の経済活動もあって豊かな財政基盤を有したこと、④織豊期以降も時の権力者の庇護を受け、現在の本殿（国宝）は徳川三代將軍家光により修造されたことなど、日本の歴史の中でも欠くことのできない存在価値を示していることから、平成19年度から平成22年度にかけて地形測量・分布調査を実施した。その結果石垣を伴う多数の平場や数々の建物の遺構を検出した。中でも八角堂に隣接した大塔の位置・規模の確認が行われたことは、今後の

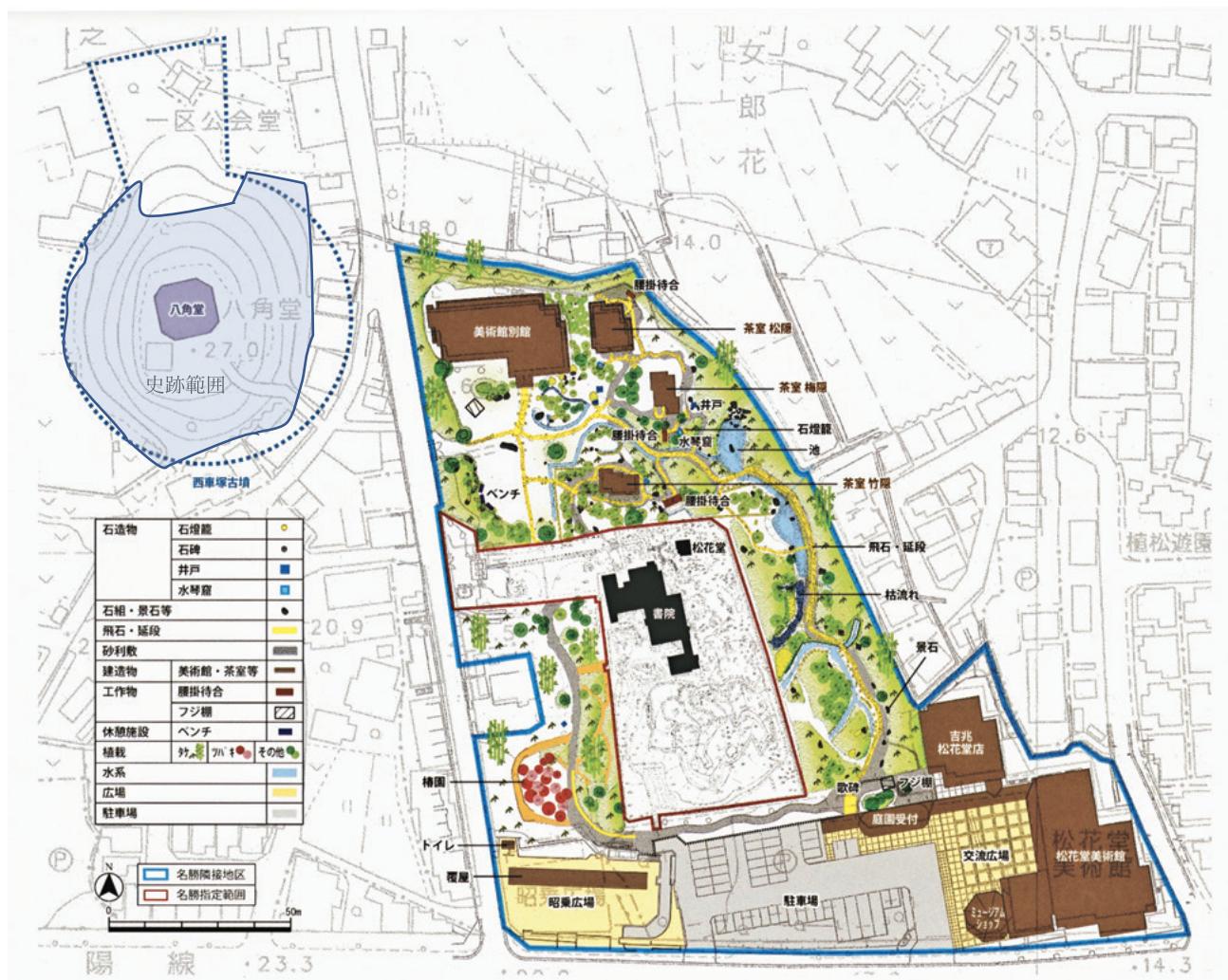


図1 松花堂庭園・美術館と史跡石清水八幡宮（八角堂）位置図  
（『名勝松花堂及び書院庭園保存活用計画書』より転載、一部加筆）

八角堂の位置等の確認にとって、重要な資料となつた。

以上のように、八角堂跡は石清水八幡宮境内全体の中のひとつの仏教施設跡として位置づけられ評価されている状況である。

### 3. 移築された遺構の価値等

現在八角堂が建っている八幡市八幡大芝33は、元の境内地から南に約1.2km離れた位置にある。慶応4年（1868）の神仏判然令により境内に所在した仏教施設は破却され、神社境内として今日に至ること

になるが、八角堂は石清水八幡宮にかかる現存唯一の仏教建築であり、宮寺としての歴史の変遷を今に伝えている。

さらに建築的には特色のある形状となっている。それは方5間の隅柱を省き、中央3間の両端柱を直接両側面中央3間の両端柱と繋ぐもので正八角形とはならず、隅切形の八角堂となる（図2）。さらに内陣は方1間とし、各柱から隣接する2方の隅柱に繋ぎ虹梁をかける構造となっている（図3）。建築的に他に類例のないものである。しかも近年の調査によって境内には他に2棟の隅切八角堂が存在した



図2 八角堂外観 『史跡 石清水八幡宮境内（八角堂）保存修理工事報告書』より転載

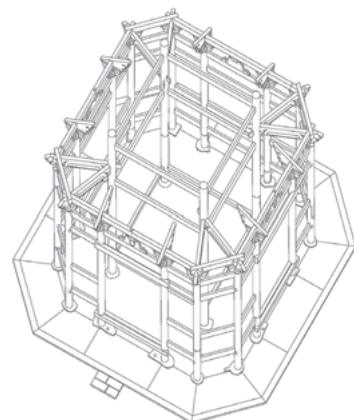


図3 八角堂軸部・組物アイソメ図転載 図2と同じ

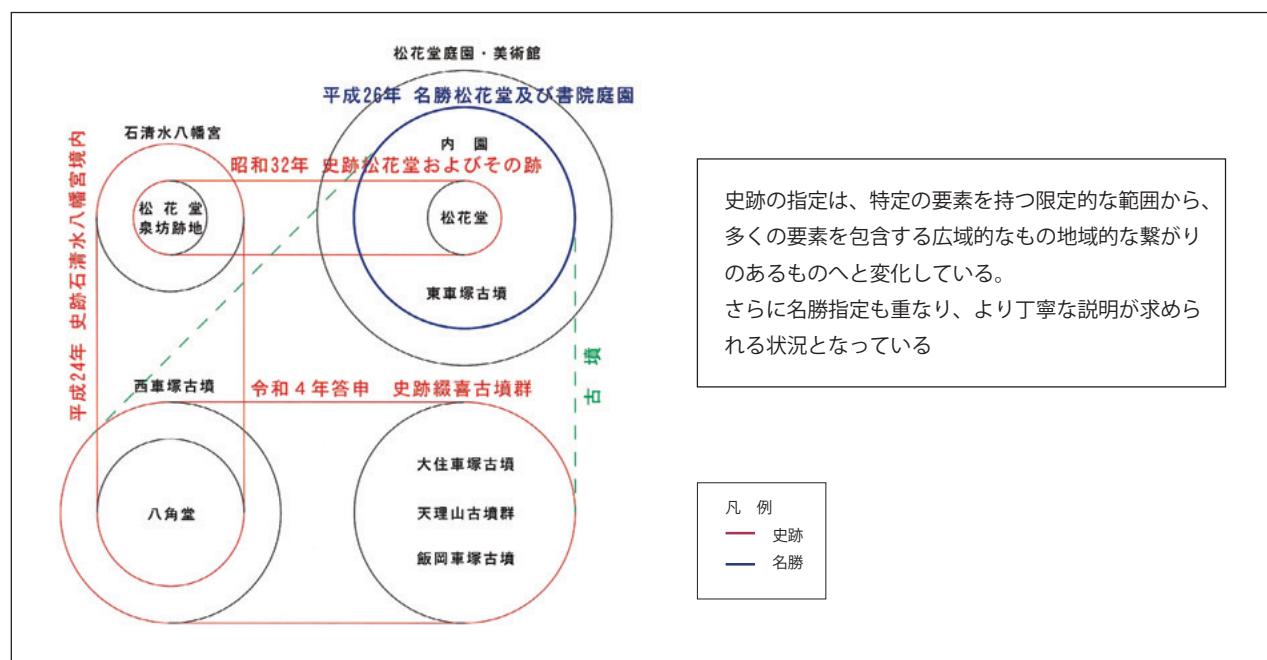


図4 八幡市史跡名勝相関図

可能性があり、石清水八幡宮特有の構造であった可能性が指摘されている<sup>8)</sup>。

これらのことから石清水八幡宮境内が史跡となる際に、移築された八角堂が建っているこの地も含めて指定を受けた。

また令和4年（2022）6月17日の国の文化審議会において、八角堂がある西車塚古墳が新たに綾喜古墳群として、京田辺市の大住車塚古墳、天理山古墳群、飯岡車塚古墳と共に史跡の答申を受け、この土地が本来の古墳としての価値も改めて評価されることとなった。

#### 4. 八角堂所在地に関する課題

まず管理上の問題として、現在八幡市教育文化財保護課が管理しているが、事務所から距離があり、普段は機械警備のみとなっている。敷地内には樹木が茂り、火災や落雷、台風等の災害時に迅速な対応が取れない可能性がある。

公開普及に関しては、年2回の特別公開期間に加え、事前申込み制によって内部を見学することができる一方で、本来石清水八幡宮から一緒に譲り受けた本尊の木造阿弥陀如来坐像（重要文化財）は、正法寺の収蔵庫に保管されているため、八角堂内部には何も残されていない状況である。

本史跡地についても、本来の古墳としての価値が新たに評価されたこと、明治以降石清水八幡宮の境内地に存在した仏教施設がことごとく破壊される中で、唯一残存した建造物が所在する地としての評価とを合わせて、丁寧に見学者に説明していくことがさらに重要と考える。

#### 註

- 1) 藤原（長濱）尚次 1848 『男山考古録』卷第七八角堂 1960 復刻『石清水八幡宮史料叢書 一 男山考古録 全』 pp.245-246
- 2) 八幡市教育委員会 2019 『史跡 石清水八幡宮境内（八角堂）歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業 保存修理工事報告書』第7章 第1節 p.80 真柱端材に記された慶長12年（1607）の墨書あり。
- 3) 1) と同じ
- 4) 2) と同じ 第7章 第1節 p.80 真柱端材に記された元禄11年（1698）の墨書あり。
- 5) 1) と同じ
- 6) 八角堂以外の建物は昭和中期に撤去され、その後南西に鉄筋コンクリート造の東屋が建設された。
- 7) 2) と同じ 第7章 第1節 p.81 真柱端材に記された明治3年（1870）の墨書あり。
- 8) 八幡市教育委員会 2011 『石清水八幡宮境内調査報告書』第6章 第4節 (8) p.219